

社会福祉法人松蔭ミカエル福祉会  
理事、監事および評議員 費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人松蔭ミカエル福祉会の法人業務に伴う理事、監事および評議員（以下「役員等」という。）に対する費用弁償について定める。

(業務の種類)

第2条 費用弁償を支給する業務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事会への出席
- (2) 評議員会への出席
- (3) 監事による定期または臨時監査
- (4) 行政機関による監査の立会
- (5) 役員等の研修会への参加および他の施設の視察業務
- (6) その他理事長が必要と認めた業務

(費用弁償)

第3条 前条の(1)から(4)の業務の場合は、費用弁償として5千円を支給できるものとする。

- 2 前条の(5)および(6)の場合は、費用弁償として認定こども園松蔭おかもと保育園の「出張旅費規程」を準用し、園長の旅費に相当する額の旅費を支給する。旅費は原則として役員の住所地を起点として計算する。ただし、施設職員が代理で法人業務のために旅行する場合は、当該施設を起点として、認定こども園松蔭おかもと保育園の「出張旅費規程」に準じた額の旅費を支給する。

(適用除外)

第4条 認定こども園松蔭おかもと保育園の職員にあつて役員を兼務する者及び学校法人松蔭女子学院の設置する学校の教職員にあつて役員等の任に就く者については、第2条の規定は適用しない。

(補則)

第5条 この規程に定めのない事項については、別に定める。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経て行うものとする。

附 則

この規程は、2017（平成29）年4月1日より施行する。